

第1章 序論

1 合併の必要性

21世紀を迎えた今、本格的な少子・高齢化社会の到来、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化、地方分権の推進、高度情報化の急速な進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会状況に対応し、住民にとってより魅力のある地域づくりを進めるために、合併は有効な手段であるとされています。

今、宇和島市・吉田町・三間町・津島町の四市町において、合併が必要とされる理由としては、次のような社会的背景があげられます。

(1) 総人口の減少と少子・高齢化の進行

わが国では、平成7年にはすでに生産年齢人口が減少に転じていますが、平成18年以降は総人口も減少することが予測されています。また、昭和60年頃から少子・高齢化が急速に進行し、年少人口（0～14歳）比率が15%を割るとともに、老年人口（65歳以上）比率が20%に達しつつあります。

一方、四市町においても、総人口は昭和55年には11万人を数えましたが、近年は10万人を割り込み、少子・高齢化も全国平均より急速に進んでおり、若い世代の流出が大きい状況から、将来的な人口増加は難しい状況となっています。

こうした状況のなかで、今後も四市町が発展し、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、これまで以上に地域の活性化対策に取り組むとともに、行財政基盤を強化し、教育・福祉など様々な分野で質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

(2) 日常生活圏・経済圏の拡大とIT（情報通信技術）の急速な発展

通勤・通学圏、商圈の広域化や、イベントなどによる交流圏の拡大により、住民の生活圏や企業の経済圏は、行政区域を越えて飛躍的に拡大しています。

また、ITが急速に普及し、ITを活用した新ビジネスの展開や、高度情報通信基盤の整備によるサービス水準の向上と格差解消が期待されています。

こうした日常生活圏・経済圏の拡大とITの急速な発展に対応した行政体制の充実が求められています。

そのために、国や県のIT推進施策を活用しながら、合併により、地域で一体的に高度情報通信ネットワークを構築し、福祉・医療、教育、生活環境など住民に身近なサービスの向上や地域産業の情報化を進めていくことが有益と考えられます。

(3) 広域的行政課題の増大

行政課題においても、環境問題、福祉・医療、産業振興など、市町村の区域を越えて広域的に対応すべきものが近年急速に増えてきています。既存の広域行政組織が、今後の広域行政課題の増大に対して、十分な機能を果たし続けられるか懸念されるところです。

市町村の厳しい財政状況が進むなか、今後は、四市町に類似した公共施設を整備するなどの重複投資をなくし、住民ニーズに応じた多様な公共施設やサービスを、各地域の特性を活かしながら提供して、複雑化する広域行政課題に対応していくべきと考えられます。

こうした状況の変化に対応する選択肢として、合併が検討される時代となっています。

(4) 財政の悪化と行財政改革の必要性

四市町では、多様化する住民ニーズなど行政需要が増大する一方、長期的な不況などにより、一層厳しい財政運営を迫られています。

また、わが国の財政は危機的状況にあるといわれており、国と地方を合わせた債務残高は、平成15年度末には約686兆円とされています。そうしたなか、全国の地方公共団体の財政を支える「地方交付税」にも、抜本的な制度改革を迫られることが予想されます。

今日の社会情勢からみて、現行の地方財政制度が今後将来にわたって維持されるとは限らず、合併による地域全体の行財政基盤の強化により、魅力ある自立した地域づくりを推進する必要があります。

(5) 地方分権への対応の必要性

住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な市町村で行うという地方分権が推進され、これからの市町村は、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かし、

主体的に行政を進めていくことが必要になります。

今後も、国から県へ、県から市町村へと事務や権限が委譲されていくと考えられますが、住民生活に密着したより多くの権限委譲に対応していくために、行政体制や財政基盤の充実強化と効率化を図るとともに、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

2 計画策定の方針

本計画は、以下の方針に基づき作成します。

(1) 計画の趣旨

この計画は、合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）に基づき、宇和島市・吉田町・三間町・津島町が合併を通じて新市を建設していくにあたり、その基本方針と、それに基づく主要施策を定めるものです。その実現を図ることにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上をめざします。

また、さきに策定した新市将来構想の精神を受け継ぐとともに、新市において地方自治法に基づく正式な総合計画を作成するまでの間、新市の総合計画として機能するものです。

(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針と、その基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備、財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とします。

ただし、主要事業とそれに基づく財政計画については、現行税制度及び地方交付税制度の動向や社会情勢の変化に応じて見直しを行うものとします。

(4) 行財政運営の方針

新市の財政計画については、地方交付税、国及び愛媛県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営に努めることを基本とします。

さらに、財政運営の健全化の観点から、市民生活に急激な変化を及ぼさないことや既存の公共的施設の統廃合や人件費など、合併に伴う行財政の効率化による財源を活用することを基本とします。